

都道府県をまたぐ移動の自粛に向けた呼びかけについて

令和2年4月17日

国土交通省

4月16日に全都道府県を対象に緊急事態宣言が発出された。その際に変更された基本的対処方針において、「特定都道府県は、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、まん延防止の観点から極力避けるよう住民に促す。特に、大型連休期間においては、法第45条第1項の規定に基づき、都道府県をまたいだ不要不急の移動を自粛するよう、住民に協力を要請する。」こととされている。

また、総理も、同日の政府対策本部において「ゴールデンウィークに向けて、全ての都道府県において、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することを、まん延防止の観点から絶対に避けるよう、住民の方々に促していただくようお願いします。」と発言した。

これを受けて、4月17日の国土交通省対策本部において、大臣から、「全国の主要な空港や鉄道駅等において、利用者に対し、ゴールデンウィークに向けて、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動を控えていただくことを案内するなど呼びかけを実施」するよう指示がなされたところ、次のとおり呼びかけを行うこととする。

呼びかけを行う対象施設

- ・ 空港ターミナル
- ・ 鉄道駅（新幹線及び在来線の主要駅）
- ・ バスターミナル（高速バス、空港アクセスバス）
- ・ フェリー・旅客船ターミナル
- ・ SA、PA、道の駅

呼びかけ内容

国土交通省から、新型コロナウイルス感染症対策に関するお願いです。現在、緊急事態宣言が全国に発出されております。不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動については、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、厳に控えていただきますよう、お願いいたします。特に、発熱などの症状がある方については、御注意いただきますよう、お願いいたします。